

いわき市交通安全対策協議会交通指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市交通安全対策協議会（以下「協議会」という。）に勤務する職員の雇用手続、給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における交通安全教育指導の徹底を図るため、協議会に、交通指導員を置く。

(採用及び雇用期間)

第3条 交通指導員は、次の各号に掲げる者のうちから選考により協議会長が採用する。

- (1) 常時所定の勤務を遂行し得る者
- (2) 普通運転免許を所持する者

2 交通指導員の雇用期間は、2年とする。

3 交通指導員の雇用期間は、更新することができる。

(提出書類)

第4条 交通指導員を希望する者は、次の各号に掲げる書類を協議会長に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 健康診断書
- (3) その他協議会長が必要と認める書類

(服務)

第5条 交通指導員は、協議会長の命を受け、警察機関、交通安全関係団体等との緊密な連携のもとに、幼児、児童、生徒、高齢者等の交通安全教育並びに一般歩行者の交通道徳の高揚及び交通秩序の保持のため、必要な指導及び交通安全思想の普及に務めるものとする。

(給与等)

第6条 交通指導員の給与等は、協議会長が別に定める。

(被服の貸与)

第7条 交通指導員には、別に定めるところにより、被服及び装備品を貸与する。

(臨時職員の雇用)

第8条 臨時職員は、必要に応じ雇用することができるものとする。この場合において、雇用手続、勤務条件等については、いわき市会計年度任用職員の例による。ただし、臨時職員の給与は、協議会長が別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。